岸和田市地域公共交通協議会 会議運営規程

（趣旨）
第１条　この規程は、岸和田市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第８条第７項の規定に基づき、岸和田市地域公共交通協議会の議事及び会議運営に関し必要な事項を定める。

（招集）
第２条　会長は、会議を招集しようとするときは、開催日の１週間前までに、開催の日時、場所、議案その他必要事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（出欠の届出）
第３条　委員は、事前に出欠の有無を会長に届け出るものとする。

（代理出席）
第４条　委員がやむを得ず欠席する場合は、その所属する団体の代理の者が出席し、議決権を行使することができる。

（会議録の調製）
第５条　議長は、会議録を調製し、次に掲げる事項を記録する。
（１）会議の開催日時及び場所
（２）出席した委員等の氏名
（３）会議の内容
（４）その他会議において必要と認めた事項
２　会議録には、議長及び議長が指名した１人の委員が署名する。

（会議録等の公開）
第６条　会議録及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、規約第８条第４項ただし書きの規定により、非公開とされた部分については、非公開とすることができる。
２　前項に規定する公開に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

（傍聴）
第７条　傍聴を希望する者は、規約第８条第４項のただし書きの規定により会議が非公開とされた場合を除き、会議を傍聴することができる。
２　会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

（その他）
第８条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則
この規程は、平成 27 年 11 月２日から施行する。